

第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画
(案)

令和8年3月

秋田県

目 次

1 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の背景及び目的	1
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の位置付け	2
2 海岸の概況	3
(1) 自然的特性	3
① 地理的特徴等	3
② 河川の現況	3
(2) 社会的特性	6
① 海岸の利用状況	6
② 人口分布	12
3 海岸漂着物等の現状	14
(1) 第3次計画の重点区域における回収・処理量	14
(2) 海岸漂着物等の組成調査結果	16
4 海岸漂着物対策の現状と課題	17
(1) 第3次計画期間中の実施事業	17
① 回収・処理	17
② 発生抑制に係る普及啓発	18
(2) 第3次計画の目標と達成状況	20
(3) 課題	20
① 第3次計画の取組状況からみた課題	20
② 社会情勢の変化からみた課題	21
5 海岸漂着物対策の推進方針と目指す姿	22
(1) 海岸漂着物対策の推進方針	22
(2) 海岸漂着物対策の実施箇所	22
① 回収・処理	22
② 発生抑制に係る普及啓発	22
(3) 目指す姿	22

6 海岸漂着物対策の内容	23
(1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進	23
①重点区域における円滑な回収・処理の推進	23
②漂流ごみ等の回収・処理の一層の推進	24
③海岸漂着物等の適正処理	24
(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進	24
①海岸漂着ごみ組成調査による実態の把握	25
②内陸部を含めた全県での環境美化活動の推進	25
③ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施	26
④ごみの減量化・再資源化を目指す3Rの取組の推進	26
⑤水域への流出・飛散防止	26
(3) 環境教育及び普及啓発の推進	27
①イベントや広報媒体を活用した情報の発信	27
②海洋プラスチックごみ問題等に関する環境教育の推進	27
(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	28
①海岸漂着物対策推進協議会での関係者間の情報交換及び連絡調整	28
②多様な主体の役割分担に基づいた対策の実施	28
③隣県との情報共有	30
7 事業評価と計画のフォローアップ	31
(1) 事業評価	31
(2) 計画のフォローアップ	31
8 その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項	32
(1) 海岸漂着物対策推進協議会の運営	32
①協議会の目的	32
②協議会委員の構成	32
(2) 災害等緊急時における対応	32
9 重点区域別の回収・処理に係る対策内容	33
重点区域一覧表	33
重点区域全体図	34
重点区域番号 1 八森海岸	35
重点区域番号 2 岩館・八森漁港	37
重点区域番号 3 峰浜海岸	39
重点区域番号 4 能代港	41

重点区域番号	5	能代海岸	43
重点区域番号	6	八竜海岸	45
重点区域番号	7	琴浜海岸	47
重点区域番号	8	五里合・男鹿中・入道崎海岸	49
重点区域番号	9	北浦・畠漁港	51
重点区域番号	10	男鹿市6漁港	53
重点区域番号	11	戸賀港	55
重点区域番号	12	椿漁港	57
重点区域番号	13	船川港	59
重点区域番号	14	脇本・船越海岸	61
重点区域番号	15	天王海岸	63
重点区域番号	16	下新城海岸	65
重点区域番号	17	秋田海岸	67
重点区域番号	18	岩城海岸	69
重点区域番号	19	本荘海岸	71
重点区域番号	20	本荘港	73
重点区域番号	21	西目海岸	75
重点区域番号	22	平沢・金浦・象潟漁港	77
重点区域番号	23	象潟海岸	79
重点区域番号	24	にかほ市小砂川漁港	81

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景及び目的

秋田県は南北に約264kmの海岸線を有し、この中には国定公園に指定されるなど良好な景観や環境を有する海岸が多くあります。

海岸は陸と海が接し、さまざまな生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場であり、海水浴場等のようにレジャーやスポーツなどのレクリエーション活動や環境学習の場にもなっています。また、海岸は、港湾、漁港、観光地として利用されるなど経済活動にも重要な役割を果たしています。

このように海岸は、県民にとって身近な存在であり、県民の生活と経済活動を支えてきた、私たちにとってかけがえのない共有の財産です。

海岸漂着物等^{※1}は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼすことから、国は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として2009年（平成21年）7月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律^{※2}」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を制定し、その後、同法第13条に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を2010年（平成22年）3月に策定しました（その後、2019年5月に変更）。

本県では、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、海岸漂着物対策推進のための地域計画である「（第1次）秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」を2011年（平成23年）に策定後、2016年（平成28年）に第2次地域計画、2021年（令和3年）に第3次地域計画を策定し、計画に基づき海岸漂着物対策を進めてきたところです。

しかしながら、海岸には、年間を通じて多くのごみ等が漂着し、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響を与えています。

また、近年、海洋に流出したプラスチック類が生態系に与える影響等について世界的に関心が高まり、海洋プラスチックごみ問題は、世界全体で取り組まなければならない課題となっています。

こうした状況の中、美しい景観を呈し、地域の観光資源ともなっている本県の海岸の環境を維持するためには、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画を策定します。

※1 「海岸漂着物等」：海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物）及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等（我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物）をいう。（海岸漂着物処理推進法第2条から抜粋）

※2 2018年（令和元年）に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とします。

(3) 計画の位置付け

海岸漂着物処理推進法や国の基本方針を踏まえて策定する、本県の海岸漂着物対策の推進に関する計画（以下「地域計画」という。）です。

2 海岸の概況

(1) 自然的特性

① 地理的特徴等

本県は、東経 140 度前後、北緯 39 度～40 度前後にまたがる延長約 264km の南北に長い海岸があり、3 つの主要な河川からの流出土砂により広大な能代平野、秋田平野、本荘平野が形成され、その海岸線は弧状の砂浜となっています。また、本県の海岸線の北端、中央、南端には、それぞれ、八森、男鹿半島、仁賀保から象潟までの 3 つの岩礁地帯があり、中央の男鹿半島が広大な砂浜海岸を南北に二分しています。

本県の海岸には、南方からの対馬海流と北方からのリマン海流の影響により、外国由来のものが漂着するほか、大雨や台風、雪解けの影響により内陸部からの自然物や人工物が漂着します。

冬期間は、北西からの季節風が吹き荒れ、これにより高波が押し寄せます。

② 河川の現況

本県には、3 つの主要河川からなる 3 水系 309 の一級河川と、7 水系 51 の二級河川があります。

ア 一級河川

県内の一級水系は、県北部を東西に流れる米代川、県南東部から中央部へと流れる雄物川、県南部を流れる子吉川の 3 水系となっています。

◆米代川

青森、岩手県境の中岳に源を発し、大湯川などの支川を合わせながら、大館盆地を貫流し、阿仁川、藤琴川等の支川と合流したのち、能代市にて日本海に注ぎます。

米代川流域は、秋田県、青森県及び岩手県の 3 県にまたがり、東県境の奥羽山脈、北方青森県境の田代岳、南の太平山、森吉山に囲まれており、秋田県と青森県にまたがる白神山地では、世界最大級の規模のブナ原生林が分布し、貴重な自然の宝庫として世界自然遺産に登録されています。

◆雄物川

山形県境の大仙山に源を発し、皆瀬川、横手川、玉川などの支川を合わせながら、横手盆地、秋田平野を経て、秋田市にて旧雄物川を分派し日本海に注ぎます。

雄物川流域は、東県境の奥羽山脈、西の出羽山地、北の太平山等の山々に囲まれ、流域の北東部には十和田八幡平国立公園、南東部には栗駒国立公園があります。

◆子吉川

秋田、山形県境の鳥海山に源を發し、本荘平野を貫流しながら、石沢川、芋川を合
わせて、由利本荘市にて日本海に注ぎます。

子吉川流域は、東の出羽山地、笹森丘陵と南の丁岳山地に囲まれ、流域の南側には
鳥海国定公園があります。

【参考：県内の一級水系河川数及び流路延長（令和6年12月31日現在）】

級 別		河川数	流路延長 (m)
一級河川	雄物川	173	1,420,183
	米代川	83	905,144
	子吉川	53	417,763
合 計		309	2,743,090

（「令和7年度版「秋田県勢要覧」より）

イ 二級河川

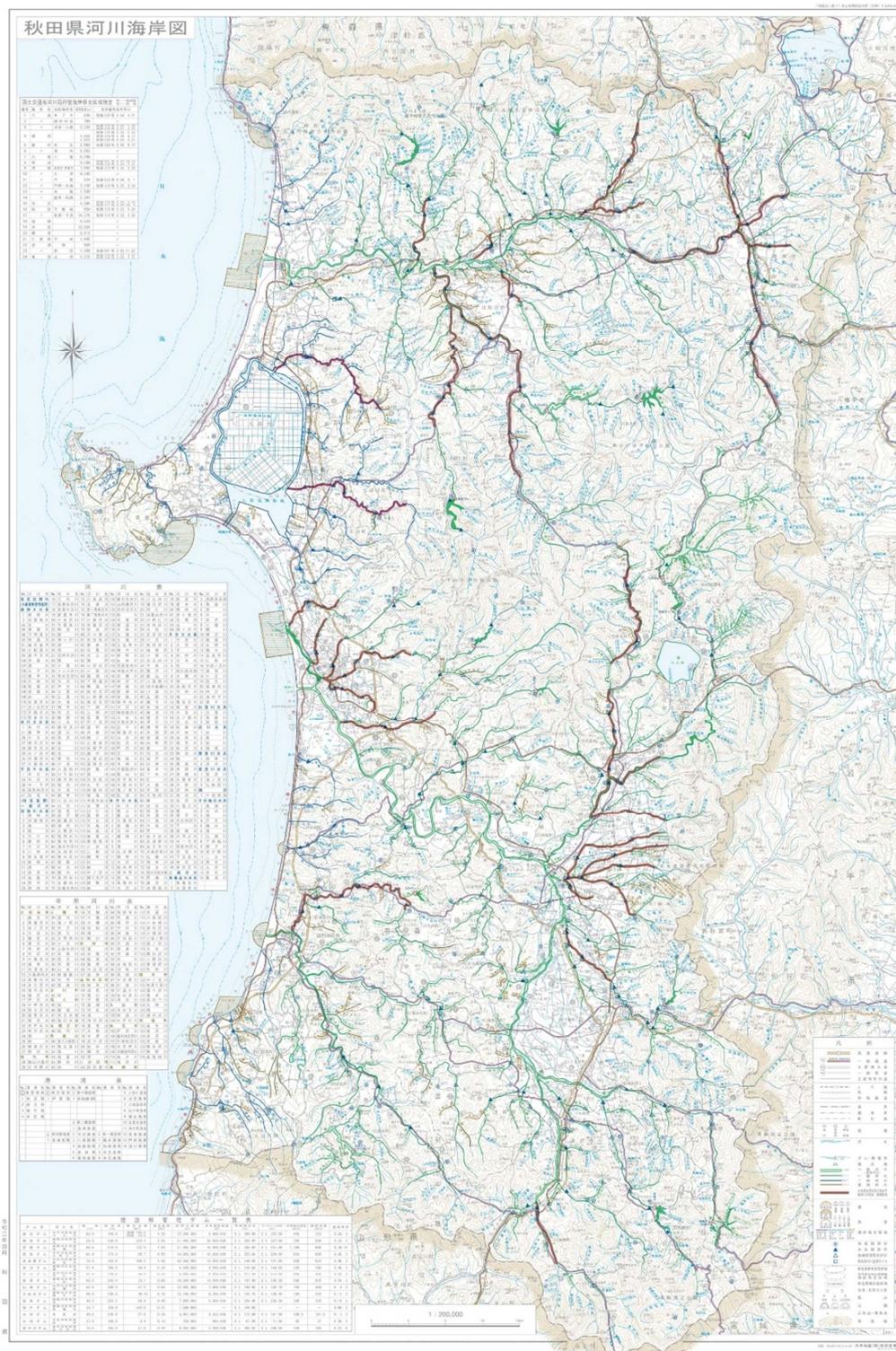
県内の二級水系は、五城目町の馬場目岳を源に發し、八郎湖を経て日本海に注ぐ馬場
目川や、鳥海山に源を發し、鳥越川などの支川と合流した後、にかほ市にて日本海に注
ぐ白雪川などがあります。

【参考：県内の二級水系河川数及び流路延長（令和6年12月31日現在）】

級 別		河川数	流路延長 (m)
二級河川	馬場目川	23	246,765
	白雪川	3	29,455
	衣川	4	28,850
	奈曾川	2	17,318
	賀茂川	3	7,532
	湖沼	1	10,255
	その他	15	111,122
合 計		51	451,297

（「令和7年度版「秋田県勢要覧」より）

【参考：本県の河川海岸図】



(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R3 JHs45)

(2) 社会的特性

① 海岸の利用状況

ア 自然公園

県内には、12の自然公園があり、そのうち3つの自然公園は海域を含んでいます。

◆ 国立公園

(令和6年3月31日現在 単位：ha)

公園名	指定年月日	全面積	うち		関係市町村
			県内面積	海域	
十和田八幡平	昭和11年2月1日 (十和田地区) 昭和31年7月10日 (八幡平地区追加)	85,534	(29,202)	—	鹿角市、仙北市、小坂町

◆ 国定公園

(令和6年3月31日現在 単位：ha)

公園名	指定年月日	全面積	うち		関係市町村
			県内面積	海域	
鳥海	昭和38年7月24日	28,955	(15,940)	(538)	由利本荘市、にかほ市
栗駒	昭和43年7月22日	77,122	(23,207)	—	湯沢市、東成瀬村
男鹿	昭和48年5月15日	11,534	(11,534)	(3,378)	男鹿市

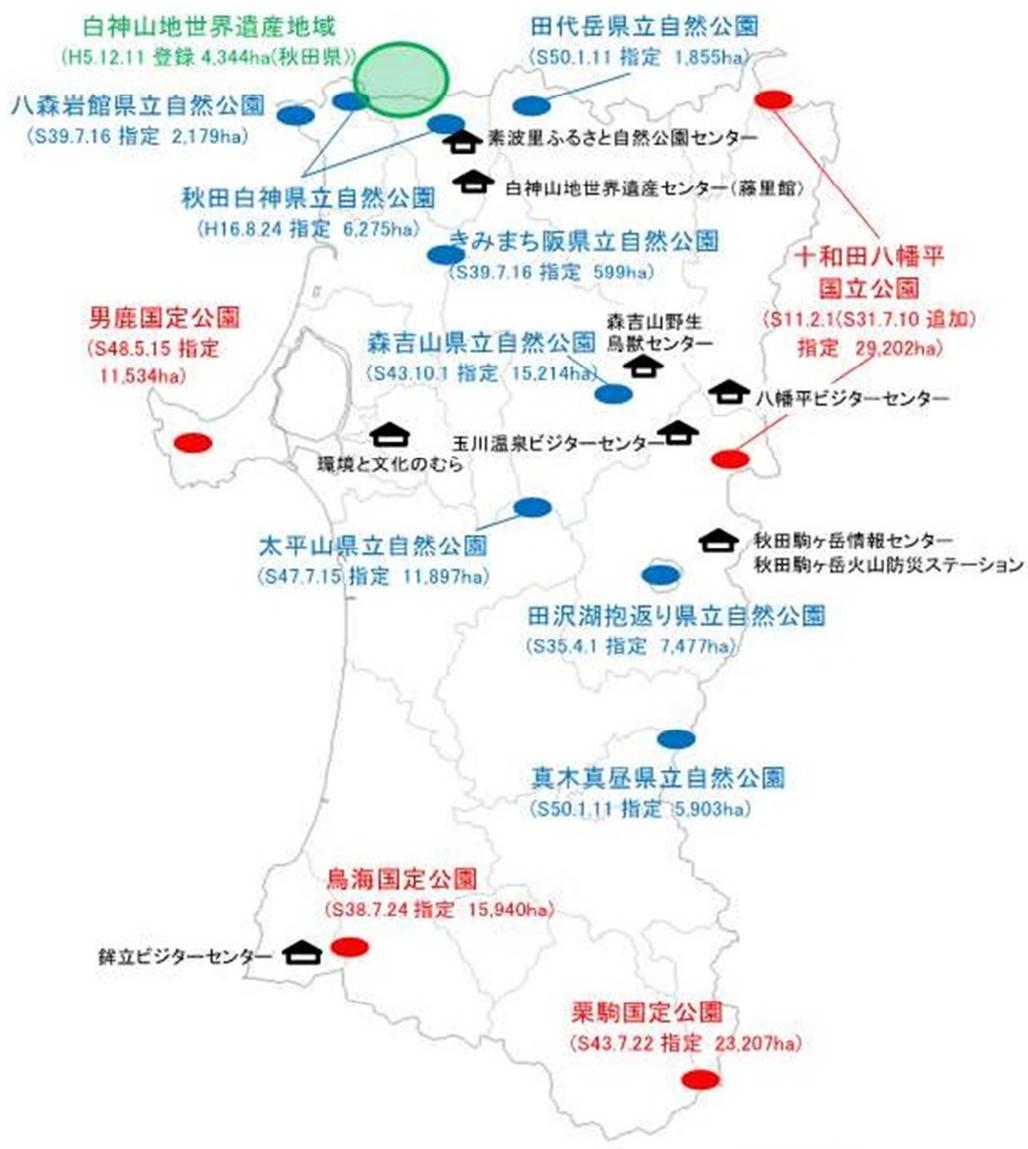
◆ 県立自然公園

(令和6年3月31日現在 単位：ha)

公園名	指定年月日	全面積	うち		関係市町村
			海域		
田沢湖抱返り	昭和35年4月1日	7,477	—		仙北市
きみまち阪	昭和39年7月16日	599	—		能代市
八森岩館	昭和39年7月16日	2,179	(1,176)		八峰町
森吉山	昭和43年10月1日	15,214	—		北秋田市
太平山	昭和47年7月15日	11,897	—		秋田市、上小阿仁村、五城目町
田代岳	昭和50年1月11日	1,855	—		大館市
真木真昼	昭和50年1月11日	5,903	—		大仙市、美郷町
秋田白神	平成16年8月24日	6,275	—		藤里町、八峰町

(「令和7年度版「秋田県勢要覧」より)

【参考：本県の自然公園位置図】



(「令和7年版「秋田県環境白書」より)

イ 港湾

県内には、5つの港湾があり、いずれも管理者は県となっています。

種別	港湾数	港湾名（所在市町名）
重要港湾	3	能代港（能代市）、船川港（男鹿市）、秋田港（秋田市）
地方港湾	2	戸賀港（男鹿市）、本荘港（由利本荘市）
計	5	



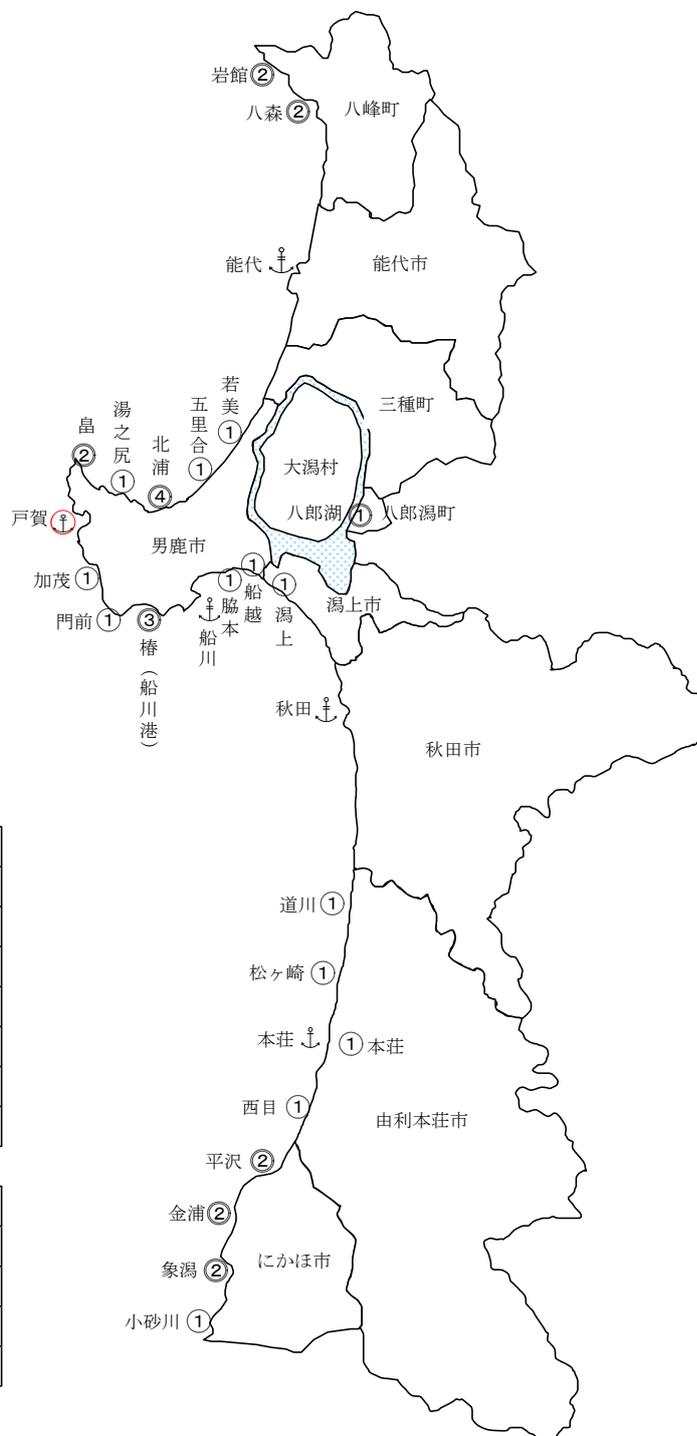
(海上保安庁「海洋状況表示システム」より)

ウ 漁港

県内には、22の漁港があり、うち9つを県が管理し、13を地元の市が管理しています。

種別	県管理 漁港数	漁港名（所在市町名）	市管理 漁港数	漁港名（所在市町名）	計
第1種	1	八郎湖（八郎潟町）	13	若美（男鹿市）、 五里合（男鹿市） 湯之尻（男鹿市） 加茂（男鹿市） 門前（男鹿市） 脇本（男鹿市） 船越（男鹿市） 潟上（潟上市） 道川（由利本荘市） 松ヶ崎（由利本荘市） 本荘（由利本荘市） 西目（由利本荘市） 小砂川（にかほ市）	14
第2種	6	岩館（八峰町） 八森（八峰町） 畠（男鹿市） 平沢（にかほ市） 金浦（にかほ市） 象潟（にかほ市）	—	—	6
第3種	1	椿（男鹿市）	—	—	1
第4種	1	北浦（男鹿市）	—	—	1
計	9		13		22

【参考：本県の漁港位置図（令和7年4月1日時点）】



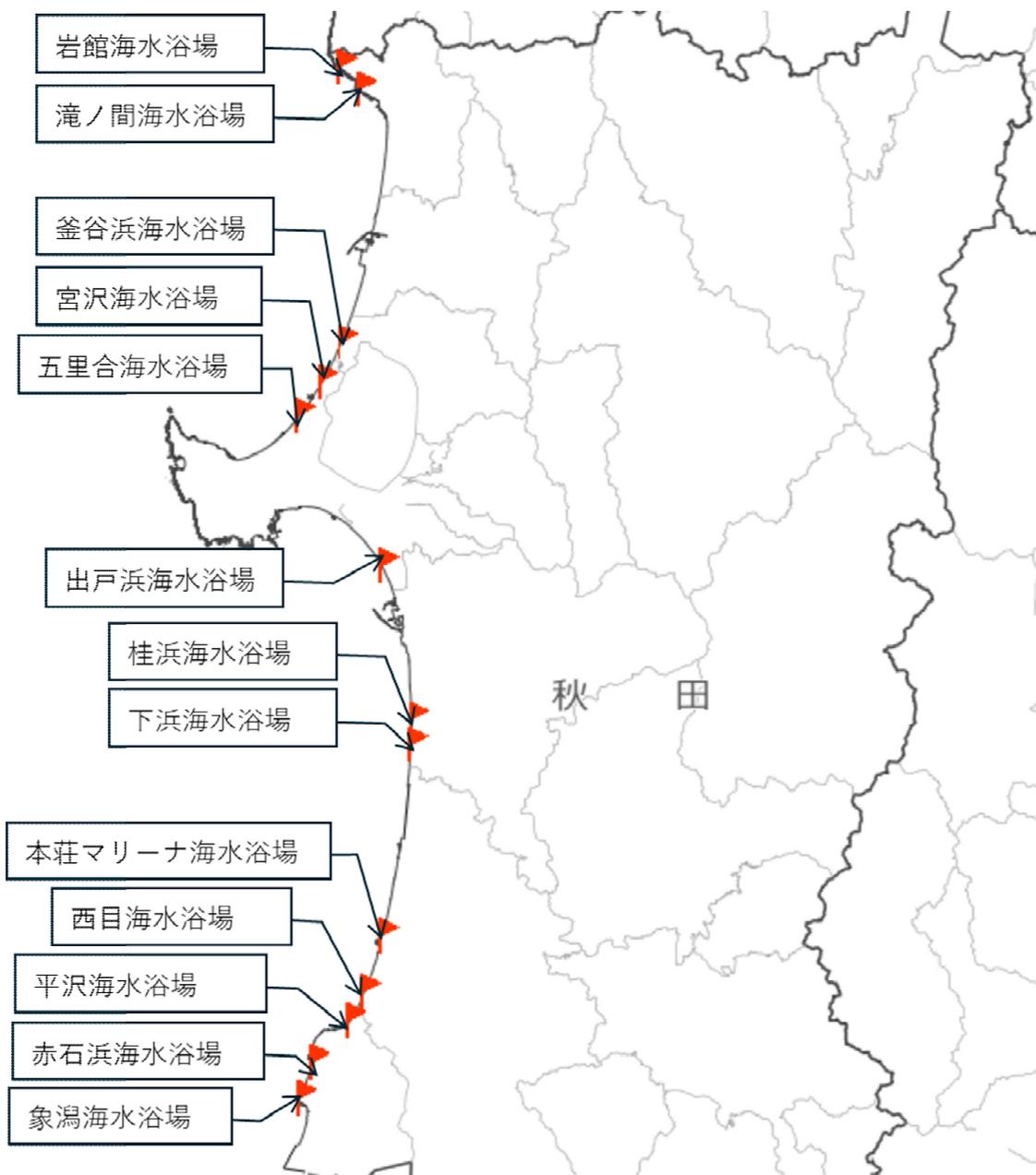
漁 港		
種別	管理者	港数
④	県	1
③	県	1
②	県	6
①	県	1
①	市町	13
計		22

港 湾		
種別	管理者	港数
⚓	重要港湾	3
⚓	避難港	1
⚓	地方港湾	1
計		5

（「秋田県水産関係施策の概要」より）

エ 海水浴場

県内には、13の海水浴場があります。



(海上保安庁「海洋状況表示システム」より)

② 人口分布

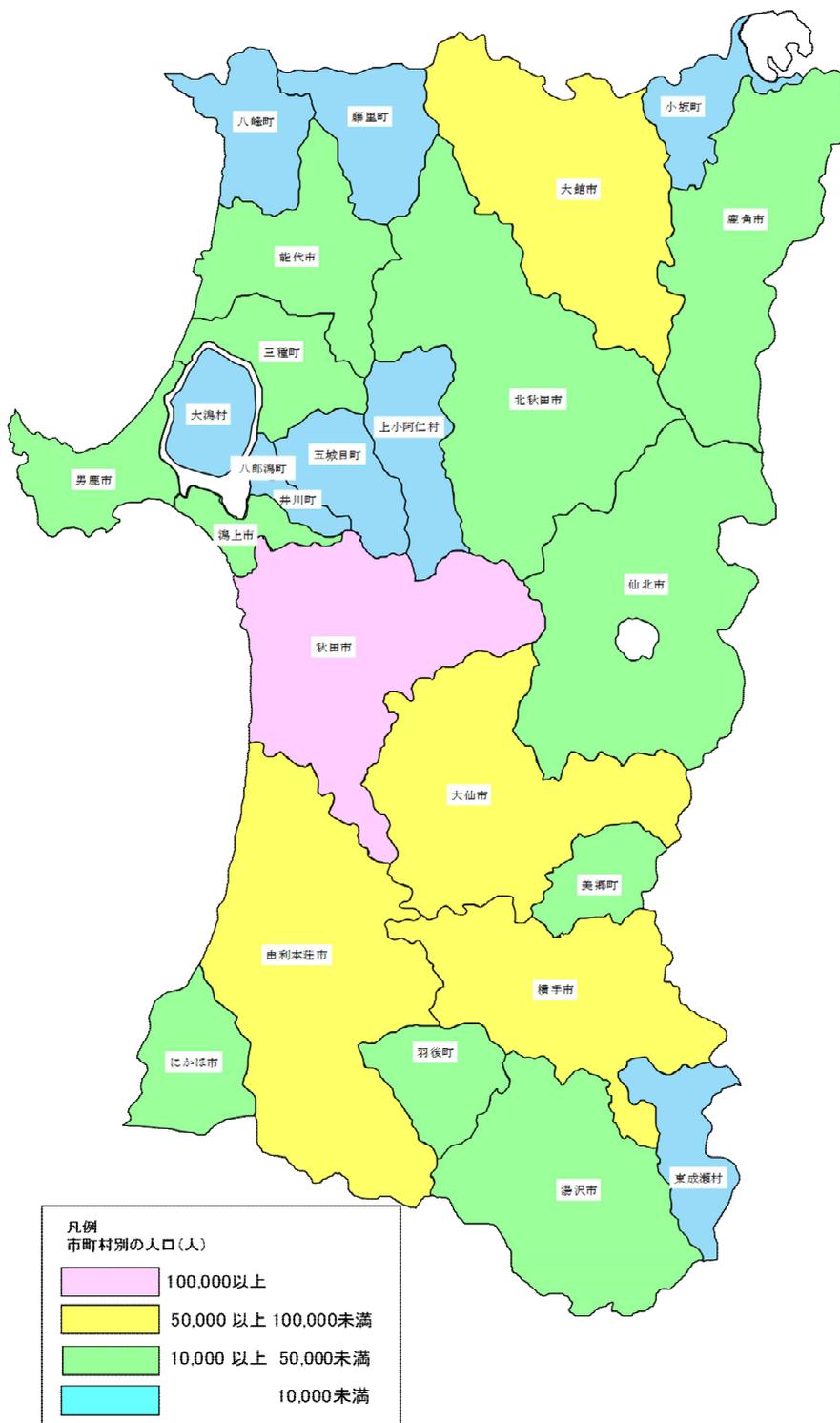
本県の人口※は、2025年（令和7年）10月1日現在、878,798人であり、うち沿岸8市町の人口は、498,261人と、県全体の人口の約57%を占めています。沿岸市町では、人口が多い順に、秋田市（292,587人）、由利本荘市（68,773人）、能代市（44,832人）となっています。

県内3つの主要河川に接している市町の数、10であり、その人口は、県全体の人口の約82%となっています。

主要河川名	主要河川に接している市町（A）	Aの市町の人口計（B）	県全体の人口に対するBの割合
米代川	能代市、北秋田市、大館市、鹿角市	718,655人	約82%
雄物川	秋田市、大仙市、横手市、湯沢市、羽後町		
子吉川	由利本荘市		

※「秋田県年齢別人口流動調査」より

【参考：本県の市町村別人口分布】



3 海岸漂着物等の現状

(1) 第3次計画の重点区域における回収・処理量

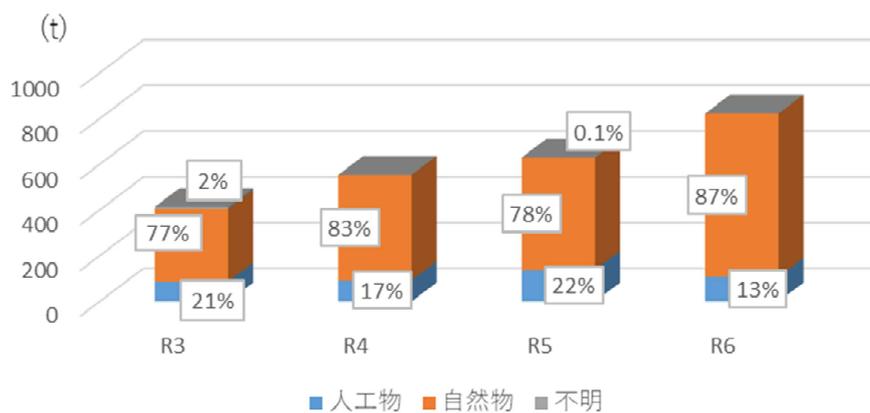
第3次計画実施期間中に、本県の海岸漂着物地域対策推進事業により回収・処理した海岸漂着物等の量は、次のとおりです。

各年度とも、流木や灌木といった自然物が大半を占めています。

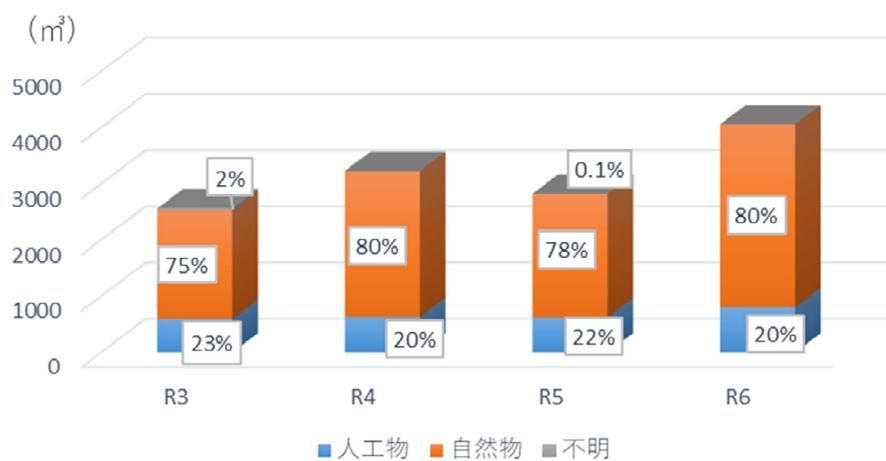
回収・処理量		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重さ (t)		413.9	553.9	630.3	822.5
内訳 ^{※1} (重量ベース)	人工物	87.2	92.4	138.0	108.0
	自然物	317.3	461.5	491.8	714.5
	不明	9.4	0.0	0.4	0.0
体積 (m ³)		2,563.0	3,231.3	2,825.0	4,060.7
内訳 ^{※2} (体積ベース)	人工物	596.1	634.2	624.7	805.0
	自然物	1,926.5	2597.1	2198.7	3255.7
	不明	40.4	0.0	1.6	0.0

※1～2 四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。

第3次計画期間中に回収・処理した海岸漂着物等の内訳
(重量ベース)



第3次計画期間中に回収・処理した海岸漂着物等の内訳
(体積ベース)



(2) 海岸漂着物等の組成調査結果

本県は、海岸漂着物等の組成等の状況を把握することを目的として、環境省の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づき、令和2年度から「海岸漂着ごみ組成調査」を行っています。

県内3か所の海岸で海岸漂着ごみの組成を調査し、以下の結果を得ております。

○海岸漂着物等の割合（重量ベース）

調査年度	1位	%	2位	%	3位	%
令和6年度	プラスチック	44.4	自然物	43.3	木（木材等）	8.8
令和5年度	自然物	54.6	プラスチック	35.9	木（木材等）	5.0
令和4年度	自然物	78.1	プラスチック	18.0	木（木材等）	1.1
令和3年度	自然物	51.6	プラスチック	39.2	木（木材等）	7.0

○プラスチックの内訳（重量ベース）

調査年度	1位	%	2位	%	3位	%
令和6年度	ロープ、ひも（漁具）	23.5	かご	23.3	その他のプラボトル（1ℓ以上のもの）	12.3
令和5年度	硬質プラスチック破片	23.5	かご	22.2	ロープ、ひも（漁具）	11.4
令和4年度	硬質プラスチック破片	52.2	ロープ、ひも（漁具）	29.0	その他のプラボトル（1ℓ未満のもの）	3.1
令和3年度	硬質プラスチック破片	48.7	ロープ、ひも（漁具）	12.9	漁網（漁具）	8.4

○ペットボトルの言語表記（個数ベース）

調査年度	1位	%	2位	%	3位	%
令和6年度	中国・台湾	29.9	日本	27.3	韓国	14.3
令和5年度	日本	41.0	中国・台湾	20.0	英語	7.0
令和4年度	日本	50.0	韓国	25.0	中国・台湾	18.8
令和3年度	日本	42.5	中国・台湾	14.4	韓国、フランス	1.4

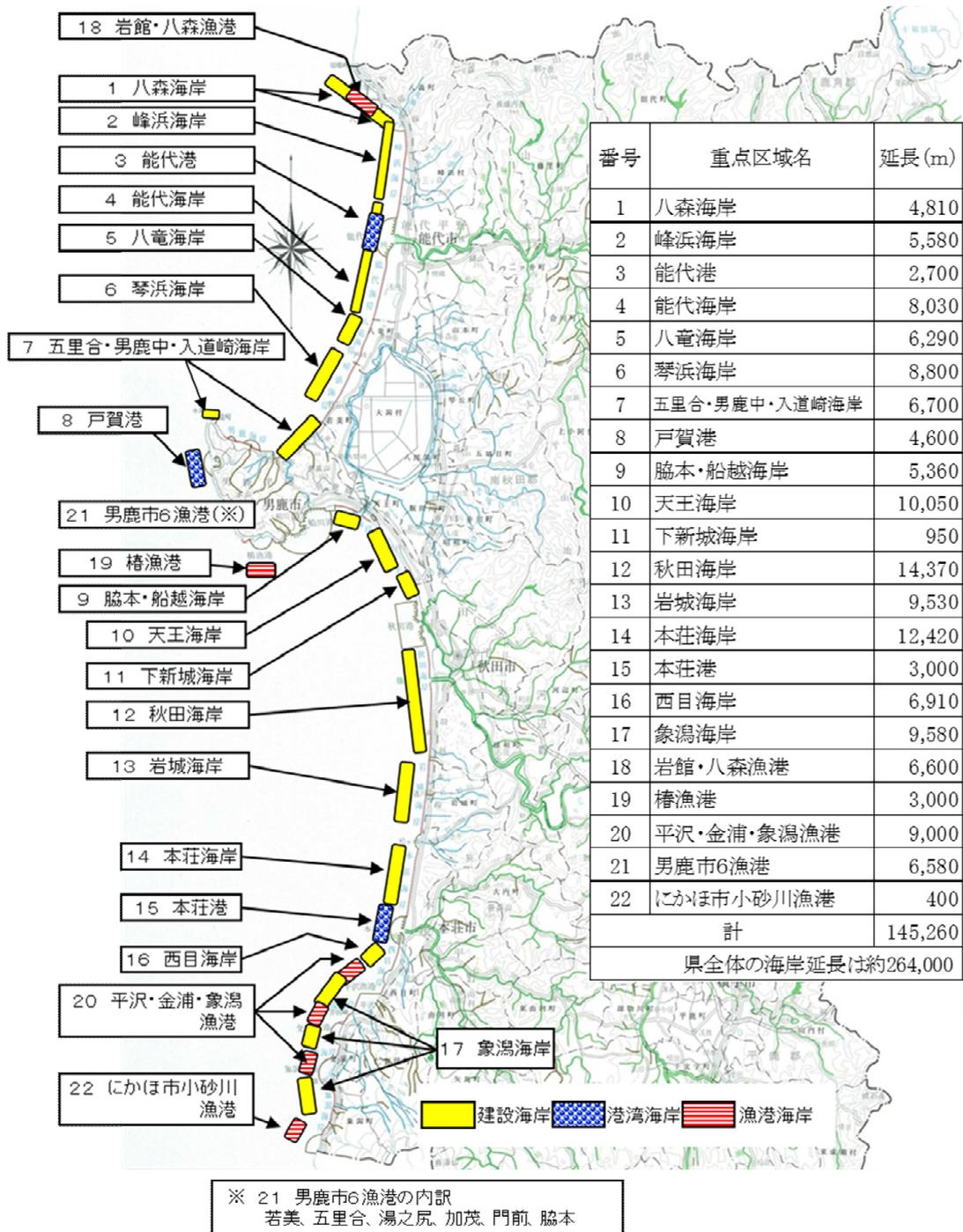
（「秋田県海岸漂着ごみ組成調査」より）

4 海岸漂着物対策の現状と課題

(1) 第3次計画期間中の実施事業

① 回収・処理

海岸管理者及び沿岸市が、回収・処理対策を重点的に推進する区域（重点区域）において、海岸漂着物等の回収・処理を行いました。



② 発生抑制に係る普及啓発

第3次計画期間における主な実施事業は次のとおりです。

年度	主な事業内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,200枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配布。 ・ごみ拾いSNS「ピリカ」の秋田県版ウェブサイトを活用し、個人及び企業・団体等の県内におけるクリーンアップ活動情報の集計並びに県からクリーンアップ活動の関連情報を提供。 ・環境美化（清掃）活動に取り組んでいる住民団体、学校、企業等を「あきたクリーンパートナー」として登録。活動内容を県ウェブサイト等で紹介し、活動を支援。 ・県内陸部の小学生を対象に、海を守る心を育み、海岸漂着物等の発生抑制意識を醸成することを目的とした「美しい秋田の海での環境体験学習ツアー」を実施。また、海岸漂着物等発生抑制の普及啓発のため、ツアーの様子を動画として県ウェブサイトに掲載。 <p>【市町村事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八峰町、上小阿仁村においてクリーンアップ活動及び海岸漂着物等発生抑制の普及啓発用チラシを作成し、住民に配布。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,150枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配布。 ・ごみ拾いSNS「ピリカ」の秋田県版ウェブサイトを活用し、個人及び企業・団体等の県内におけるクリーンアップ活動情報の集計並びに県からクリーンアップ活動の関連情報を提供。 ・環境美化（清掃）活動に取り組んでいる住民団体、学校、企業等を「あきたクリーンパートナー」として登録。活動内容を県ウェブサイト等で紹介し、活動を支援。 ・県内陸部の小学生を対象に、海を守る心を育み、海岸漂着物等の発生抑制意識を醸成することを目的とした「美しい秋田の海での環境体験学習ツアー」を実施。 ・「プラスチックごみ」を減らす取り組みとして「マイボトル持参運動」を実施。 <p>【市町村事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八峰町、大潟村においてクリーンアップ活動及び海岸漂着物等発生抑制の普及啓発用チラシを作成し、住民に配布。

年度	主な事業内容
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,150枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配布。 ・ごみ拾いSNS「ピリカ」の秋田県版ウェブサイトを活用し、個人及び企業・団体等の県内におけるクリーンアップ活動情報の集計並びに県からクリーンアップ活動の関連情報を提供。 ・環境美化（清掃）活動に取り組んでいる住民団体、学校、企業等を「あきたクリーンパートナー」として登録。活動内容を県ホームページ等で紹介し、活動を支援。 ・小学生の親子を対象に、海洋環境を保全する心を育み、海岸漂着物等の発生抑制意識を醸成することを目的とした「海洋環境体験学習イベント」を実施。 ・「プラスチックごみ」を減らす取り組みとして、新たに味の素AGF（株）と連携してスーパー等小売店のAGF商品陳列棚付近でマイボトル使用促進のPOPの掲示とマイボトル普及啓発動画の放映を行うマイボトル持参運動を実施。 <p>【市町村事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大潟村においてクリーンアップ活動及び海岸漂着物等発生抑制の普及啓発用チラシを作成し、住民に配布。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,150枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配布。 ・環境美化（清掃）活動に取り組んでいる住民団体、学校、企業等を「あきたクリーンパートナー」として登録。活動内容を県ホームページ等で紹介し、活動を支援。 ・小学生の親子を対象に、海洋環境を保全する心を育み、海岸漂着物等の発生抑制意識を醸成することを目的とした「海洋環境体験学習イベント」を実施。 ・「プラスチックごみ」を減らす取り組みとして、味の素AGF（株）と連携してスーパー等小売店のAGF商品陳列棚付近でマイボトル使用促進のPOPの掲示とマイボトル普及啓発動画の放映を行うマイボトル持参運動を実施。 <p>【市町村事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大館市、大潟村にてクリーンアップ活動及び海岸漂着物等発生抑制の普及啓発用チラシを作成し、住民に配布。

年度	主な事業内容
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,150枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配布。 ・環境美化（清掃）活動に取り組んでいる住民団体、学校、企業等を「あきたクリーンパートナー」として登録。活動内容を県ホームページ等で紹介し、活動を支援。 ・小学生の親子を対象に、海洋環境を保全する心を育み、海岸漂着物等の発生抑制意識を醸成することを目的とした「海洋環境体験学習イベント」を実施。

（2）第3次計画の目標と達成状況

指 標 計画期間中に、海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数

目 標 値 25市町村

達成状況 令和7年度に達成の見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実績値（市町村数） （計画期間中の累計）	6	10	14	18	25 ※見込

（3）課題

① 第3次計画の取組状況からみた課題

ア 年間を通じて発生する海岸漂着ごみ等への対応

第3次計画期間において、「3 海岸漂着物等の現状（1）第3次計画の重点区域における回収・処理量」のとおり、回収・処理を実施しましたが、依然として多くの海岸漂着物等が発生しています。

海岸の景観や環境を保全し、地域住民の生活や経済活動に悪影響を与えないように、海岸漂着物等の円滑な回収・処理を継続していくことが求められます。

イ 内陸部での海岸漂着物等の発生抑制

「3 海岸漂着物等の現状（2）海岸漂着物の組成調査結果〈ペットボトルの言語表記（個数ベース）〉」のとおり、2024年度（令和6年度）に行われた海岸漂着物組成調査の結果を見ると、漂着したペットボトルの約27%が国内由来でした。このことから、陸域で発生したごみが河川を通じて海に流出した後に漂着していると考えられます。海岸漂着物等に係る課題の解決のためには、漂着の現場である沿岸部だけでなく、内陸

部を含めた県全体での発生抑制対策が必要です。

② 社会情勢の変化からみた課題

ア プラスチック等人工物の海岸漂着物の発生抑制

「3 海岸漂着物等の現状 (2) 海岸漂着物等の組成調査結果〈海岸漂着物の割合(重量ベース)〉」のとおり、2024年度(令和6年度)に行われた海岸漂着ごみ組成調査結果を見ると、海岸漂着物等の約4割がプラスチックでした。

近年は、海洋に流出するプラスチック類が生態系に与える影響等についての関心が高まり、その抑制が世界全体で取り組むべき課題となっています。

イ 漂流ごみ等への対応

海岸漂着物のみならず、漂流ごみや海底ごみ(以下「漂流ごみ等」という。)が船舶の航行の障害や漁業の支障となっており、また、海洋生物の生態系にも大きな影響を及ぼしています。

国の基本方針では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動の支障となっている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力して、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、回収・処理の推進を図るよう努める旨が規定されています。

本県においても、漁港管理者、地元市町村及び漁業者等の多様な主体が協力し、認識を共有したうえで、漂流ごみ等の回収・処理の一層の推進を図る必要があります。

5 海岸漂着物対策の推進方針と目指す姿

(1) 海岸漂着物対策の推進方針

「4 海岸漂着物対策の現状と課題 (3) 課題」を踏まえ、以下の推進方針に従い、対策を実施します。

- ① 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- ② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進
- ③ 環境教育及び普及啓発の推進
- ④ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

(2) 海岸漂着物対策の実施箇所

① 回収・処理

海岸漂着物処理推進法第14条第2項及び国の基本方針第2の2の(1)の①に基づき重点区域を設定し、海岸漂着物等の回収・処理を実施します。

国の基本方針

第2の2の(1)の①

ア (略)

イ 重点区域は、大量の海岸漂着物等が海岸及び海底等に集積することにより海岸における良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、船舶の航行、観光、漁業に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域及び海域について設定することが望まれる。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸や海底の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討することが望まれる。

ウ～エ (略)

② 発生抑制に係る普及啓発

陸域で発生したごみが河川等を経由し海へ流出すると、海岸漂着物となることから、内陸部も含めた全県で発生抑制に係る普及啓発を実施します。

(3) 目指す姿

海岸漂着物対策の推進方針に従い、沿岸部においては海岸漂着物等の回収・処理を実施し、内陸部も含めた全県で発生抑制に係る普及啓発を実施することにより、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を目指します。

6 海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

本県では、これまで重点区域において、県、市町、漁業関係者、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体が各区域の自然的・社会的条件等に応じて、海岸漂着物等の回収・処理を実施してきました。こうした実態を踏まえ、今後もさらに連携・協力し対策に取り組む必要があります。

各重点区域における対策の詳細については 33 ページ以降に記載しています。

① 重点区域における円滑な回収・処理の推進

ア 海岸管理者等による処理

海岸管理者等は、海岸等の良好な環境が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び種類に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。

その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めます。

イ 海岸管理者等に対する市町村の協力

沿岸市町村は、海岸漂着物処理推進法第 17 条の規定に基づき、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集、運搬、当該市町村のごみ処理施設での処理に関し、海岸管理者等に協力しなければなりません。

このため、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努めます。

ウ 市町村の要請に基づく処理

沿岸市町村は、海岸管理者等が管理する海岸に海岸漂着物等が存することにより、地域住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、海岸漂着物処理推進法第 18 条の規定に基づき、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請します。

要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の内容を検討し、必要があると判断する場合は、必要な措置を講じます。

エ 地域外からの海岸漂着物等に対する協力の要請

県は、海岸漂着物処理推進法第 19 条の規定に基づき、海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らか

であると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう求めます。

また、本県は、他の都道府県から協力を求められた場合、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、積極的に所要の措置を講ずるよう努めます。

② 漂流ごみ等の回収・処理の一層の推進

漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁業の支障ともなっています。

このため、関係主体が連携・協力して、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、回収・処理の一層の推進を図ります。

③ 海岸漂着物等の適正処理

回収された海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分を行います。

ア 不法投棄物の適正処理

海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図ります。

イ 災害により生じた海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等及び沿岸市町は、自然災害により流木等が大量に海岸に漂着し、海岸や港の景観、環境又は機能を阻害する場合は、災害復旧事業も活用しながら、その迅速かつ円滑な処理に努めます。

ウ 大量の海岸漂着物等が存する地域における回収・処理の推進等

県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めます。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進

海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて本県海岸に漂着するものであり、内陸部に由来して発生する海岸漂着物等には、洪水や台風等の災害によって流木等が大規模に漂着等する可能性があるものの、多くは日常生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着したものであり、その発生の状況は環境の保全に対する県民の意識を反映した一面

を有するものであると言えます。

このため、海岸漂着物等の問題の解決を図るためには、海岸を有する地域のみならず、内陸部を含む県内すべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、効果的な発生抑制対策に取り組むことが必要です。

これを踏まえ、海岸漂着物等に対する県民の意識を醸成するため、下記①～⑤の取組を中心として、海岸に漂着するごみの現状や、市街地等のごみを減らすことが海岸漂着物の減少に効果的であることなどを県民に対し幅広く周知します。

また、下記の実施主体は、県、市町村、民間団体及び事業者等とし、年間を通じて適切な時期に事業を実施します。

① 海岸漂着ごみ組成調査による実態の把握

海岸漂着物等の種類や量等に関する経年的な推移を把握して、海岸漂着物等の効果的な発生抑制方法を模索するため、継続的に漂着物組成調査を実施するほか、調査結果を公表することで海岸漂着物等に対する県民意識の向上を図ります。

【主な取組内容】

- ・海岸漂着物等の組成調査の実施
- ・海岸漂着物等の発生状況や調査結果の関係者間での情報の共有
- ・ウェブサイト等を活用した海岸漂着物問題の広報啓発の実施

② 内陸部を含めた全県での環境美化活動の推進

海岸漂着物等には、生活系ごみをはじめとする身近なごみに起因するものが多く含まれており、これらは市街地はもとより、森林、農地等の土地からも河川その他の公共の水域を経由するなどして海岸に漂着するものであるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、日常生活に伴って身近に発生するごみの散乱を防止することが重要です。

このため、海岸に接する地域だけではなく広く県民が海岸漂着物等の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみの投棄を行わないことが必要であることから、内陸部を含めた全県で身近な地域を自主的にクリーンアップするなどの環境美化活動を積極的に行うとともに、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く海岸漂着物等に対する意識の向上を図るよう努めます。

【主な取組内容】

- ・「あきたクリーン強調月間」（4月）等の環境美化活動の継続的な実施
- ・住民団体等の環境美化活動の活動状況を把握するとともに活動の成果を可視化し、活動の重要性を改めて認識してもらうため、その内容を周知する活動の実施
- ・高齢化や人口減少による環境美化活動の担い手不足解消のため、活動に参加してもらうための広報活動の実施

③ ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、ごみの不法投棄・ポイ捨てを防止することが重要です。

ごみの不法投棄・ポイ捨ては、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等により規制されており、県は不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の適切な実施に努め、不法投棄・ポイ捨ての撲滅を図ります。

内陸部に由来する海岸漂着物等は、河川その他の公共の水域を経由して、海洋に流出又は飛散することから、県は、河川流域におけるごみの不法投棄の防止を図るため、不法投棄未然防止の啓発活動や適正処理の指導を行う人材の育成を行うほか、森林、農地、河川、海岸等におけるパトロール等の監視活動や警告看板の設置等を行い、不法投棄・ポイ捨てを未然に防止し、ごみが投棄されにくい地域環境の創出等に努めます。

【主な取組内容】

- ・環境監視員による監視活動の実施
- ・不法投棄監視カメラの設置、スカイパトロールの実施
- ・排出事業者向けの講習会の実施

④ ごみの減量化・再資源化を目指す 3R の取組の推進

内陸部に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、日常生活に伴って発生するごみの発生抑制に努めることが重要です。

このため、県は、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、県内における廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などの 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の取組を推進する広報啓発を行い、県民の環境意識を醸成し、その行動変容の促進に努めます。

【主な取組内容】

- ・3Rに関する県内の先行事例の紹介
- ・環境イベントを通じた 3R や適正処理の広報啓発の実施
- ・「あきたクリーン強調月間」(4月)や「あきたクリーンパートナー」等を通じた環境美化活動の広報啓発の実施
- ・不法投棄物の撤去活動を通じた不法投棄未然防止広報啓発の実施

⑤ 水域への流出・飛散防止

県民や事業者は、その所有する物が水域等へ流出又は飛散することがないように、また船舶等を放置することにより海域に流出しないよう、その所有する物や管理する土地を適正に維持・管理することによって、海岸漂着物等の発生抑制に努める必要があります。

また、土地の占有者又は管理者は、一時的な事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる機材等の適切な管理やごみの適正な処理に関して必要な要請を行うなど、事業活動に伴うごみ等の流出又は飛散の防止に努める必要があります。

県及び市町村は、河川その他の公共の水域を經由して海域に流出又は飛散することを防止するため、地域住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関して必要な助言及び指導を行うよう努めます。

また、漁業者等は、海域で使用される漁具等の資材について、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が発生しないよう、これら資材の点検等、日頃から流出防止に取り組むとともに、県及び事業者団体は、これら漁業者等の取組について、必要な助言及び指導を行うよう努めます。

【主な取組内容】

- ・森林においては、流木等の発生を抑制するため、適切な保育・間伐などの森林施業の実施に加え、山地災害の危険性の高い地域では保安林の指定や適切な管理の推進とともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設の整備や土石流等で流木化するおそれのある立木等の除去の実施
- ・河川においては、河川環境の保全に配慮しながら、降雨に伴う河川の安全な流下の支障となる河道内の樹木の計画的な伐採等による適正な維持管理の実施
- ・農地においては、農業用ビニール等の農業資材の流出飛散を防止するため、自然災害時、悪天候時における流出飛散防止対策の実施に係る周知
- ・漁業者等への漁具等の流出防止及び適正使用・適正処理の周知
- ・海岸管理者等による海岸でのレジャー時のごみ放置防止の呼びかけの実施

(3) 環境教育及び普及啓発の推進

① イベントや広報媒体を活用した情報の発信

県民一人ひとりが海岸漂着物等の問題についての理解を深め、普及啓発や広報活動を通じて、取組への意識を高め具体的な行動を促すことが必要です。

このため、イベントや環境美化活動実施時など様々な機会をとらえ、海岸漂着物等に関連する情報について広報します。

【主な取組内容】

- ・小学生を対象にした海洋環境体験学習イベントの開催
- ・動画等を活用した海岸漂着物等広報啓発資料の提供
- ・「あきたクリーン強調月間（4月）」等の環境美化活動の実施結果のウェブサイトでの公表
- ・「クリーンパートナー」の活動報告や環境美化活動等イベント情報のウェブサイト等での発信
- ・海岸漂着物のリユース等の先進的な取組を行う事業者や団体の紹介

② 海洋プラスチックごみ問題等に関する環境教育の推進

海洋プラスチックごみは、砕けてマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前

に適正に処理する必要があることから、海洋プラスチックごみ問題の理解を促しつつ、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅を徹底します。

また、使い捨てのプラスチック製の容器・包装・製品の使用抑制、再利用の促進、経済的・技術的に代替可能なバイオプラスチック類の使用の周知等に努めます。

【主な取組内容】

- ・ 広報啓発動画及びイベント等による海洋プラスチックごみ問題等の周知
- ・ 海岸漂着物対策に関わる活動を行う団体と連携した海洋プラスチックごみ問題等の広報啓発活動
- ・ 海洋プラスチックごみ等をテーマにした高校生等の「探究学習」の受入

(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

① 海岸漂着物対策推進協議会での関係者間の情報交換及び連絡調整

県は、海岸漂着物対策推進協議会を開催し、海岸漂着物対策に係る事項について協議、情報交換及び連絡調整を行います。

【主な取組内容】

- ・ 地域計画の策定、変更の協議
- ・ 関係各主体の事業計画や事業実績に関する情報共有
- ・ 地域計画に記載された事業の進捗状況に関する協議

② 多様な主体の役割分担に基づいた対策の実施

海岸漂着物対策には、海岸漂着物処理推進法に定められた各主体がその責務を果たすとともに、多様な主体が相互に協力・連携することが求められることから、以下に各主体の役割及び相互に協力する事項を示します。

ただし、下記の役割分担については、平時における原則的なものであり、状況に合わせて柔軟に対応します。

ア 関係者の役割

主体名	役割	海岸漂着物処理推進法における根拠条文
海岸管理者	<ul style="list-style-type: none"> 関係者との情報共有、連携 海岸漂着物等の適正処理 	第7条 第17条
県	<ul style="list-style-type: none"> 県の関係部局、市町村、近隣都道府県、民間団体、事業者等との情報共有、連携 地域計画の策定、計画の進行管理 海岸漂着物対策推進協議会の組織、運営 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱、推進団体の指定 海岸管理者に対する技術的助言等の援助 	第7条 第14条 第15条 第16条 第17条
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の関係部局、県、近隣市町村、民間団体、事業者等との情報共有、連携 海岸管理者への協力 	第7条 第17条
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物や漂流ごみ等の対策への協力 	第7条
県民	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの実践 海岸漂着物対策関連行事への積極的な参画 所有物や土地の適正な維持管理 	— — 第24条
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物対策関連行事の積極的な開催、参画 廃棄物の適正処理 プラスチックごみの発生抑制 所有物や土地の適正な維持管理 	— — — 第24条

イ 関係者の相互協力

主体名	協力事項	海岸漂着物処理推進法における根拠条文
県と市町村	<ul style="list-style-type: none"> 住民生活又は経済活動に支障が生じていると認められる場合の海岸管理者への措置要請 	第18条
本県と他の都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 他の都道府県で発生した流出物の漂着に関する当該都道府県への協力要請 地域の環境保全上、著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合の環境大臣等への協力要請 	第19条 第20条

③ 隣県との情報共有

本県は、必要に応じて、河川を共有している隣県や同じ海岸線沿いに位置している隣県との情報共有により、効果的な海岸漂着物対策の実施に努めます。

7 事業評価と計画のフォローアップ

(1) 事業評価

県は、計画期間終了後に事業実績をとりまとめ、速やかに目的達成状況の評価を行い、協議会に報告します。

評価指標と目標値は以下のとおりです。

指 標：春の全県一斉クリーンアップ活動に参加した県民の割合

目標値：毎年度、4月1日現在の県人口の9%以上

(2) 計画のフォローアップ

対策を実施する海岸管理者や市町村は、年度ごとに、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る普及啓発の実施状況を県へ報告します。

県は、実施主体からの報告を受け、評価目標値に関する進捗について協議会に報告するとともに、関係者と意見交換し、必要に応じて計画の見直し等について協議会に提案します。

8 その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項

(1) 海岸漂着物対策推進協議会の運営

① 協議会の目的

海岸漂着物処理推進法第15条第1項の規定に基づき、県は海岸漂着物対策推進協議会を設置し、事務局として協議会の運営管理を行います。

また、県は、定期的に協議会を開催し、海岸漂着物対策に係る事項について協議、情報交換、連絡調整を行います。

② 協議会委員の構成

海岸漂着物対策推進協議会は、海岸管理者、市町村、民間団体、地域住民、関係する国や県の機関、漁業関係団体により構成します。

(2) 災害等緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を実施します。

また、関係機関との連絡調整に努めます。

9 重点区域別の回収・処理に係る対策内容

重点区域においては、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、各海岸管理者と地元市町が連携協力を図り、民間団体や地域住民の協力を得ながら回収・処理に取り組むよう努めます。各区域の詳細については35ページ以降に記載のとおりです。

また、35ページ以降に記載した海岸種別についての用語は、次のとおりです。

建設海岸：県建設部が管理する「港湾区域・漁港区域」以外の海岸

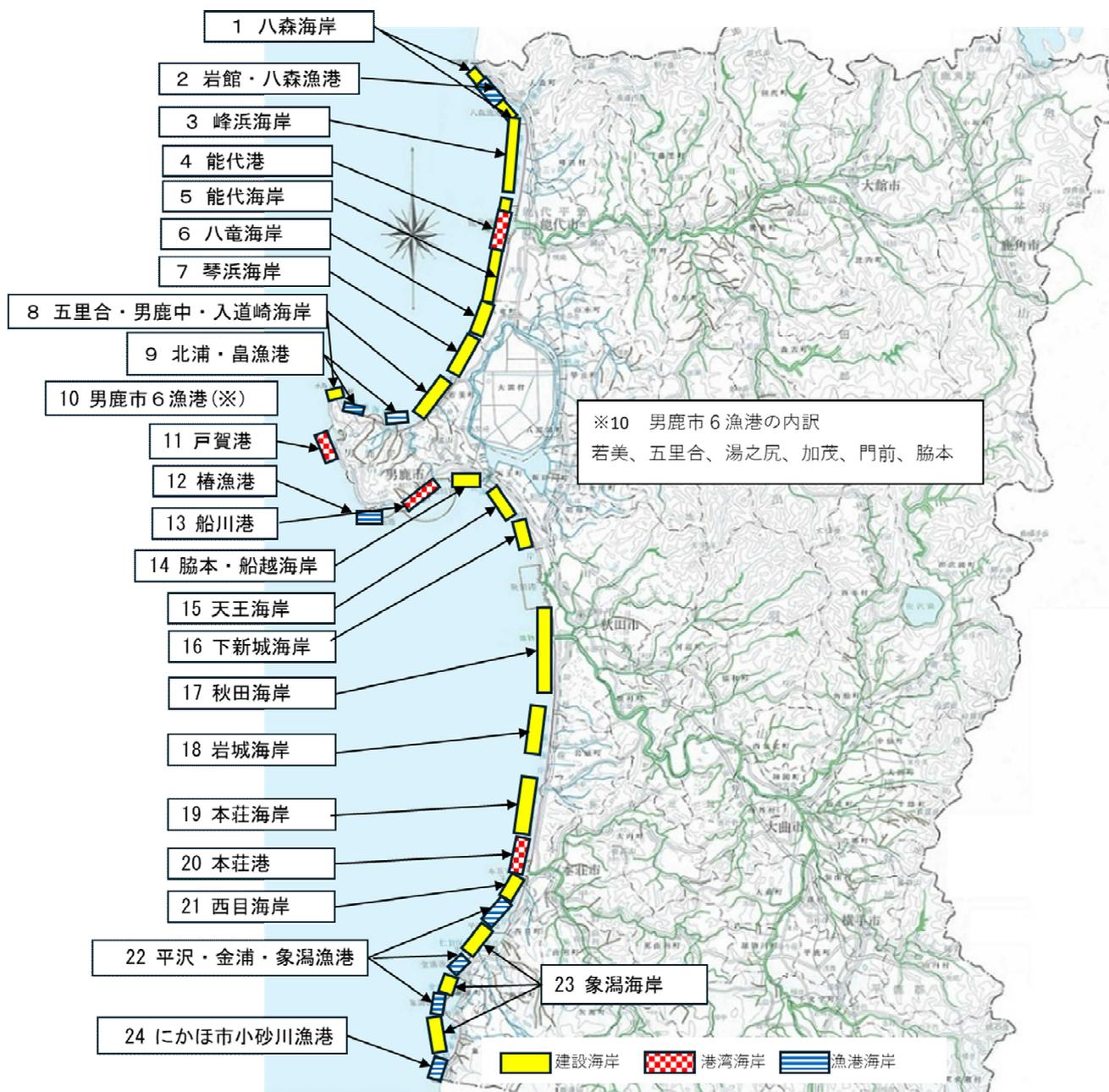
港湾海岸：県建設部が管理する港湾区域内の海岸

漁港海岸：県農林水産部又は漁港の位置する市が管理する漁港区域内の海岸

重点区域一覧表

重点区域番号	重点区域名	延長(m)	海岸所在市町	海岸管理者	主要な施設等(海岸近隣施設も含む)			
					海水浴場	港湾・漁港	その他	
1	八森海岸	4,810	八峰町	県建設部			八森岩館県立自然公園	
2	岩館・八森漁港	6,600		県農林部	岩館・滝ノ間	○	八森岩館県立自然公園	
3	峰浜海岸	5,582		能代市	県建設部			道の駅みねはま
4	能代港	2,700					○	釣り場、ロケット発射実験会場
5	能代海岸	8,032						風の松原、JAXA宇宙科学研究所
6	八竜海岸	6,296	三種町				金谷浜	サンドクラフト、八竜風車
7	琴浜海岸	8,800	男鹿市	県建設部		宮沢	男鹿半島・大潟ジオパーク	
8	五里合・男鹿中・入道崎海岸	6,700				五里合		男鹿国定公園
9	北浦・島漁港	3,000			県農林部		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク
10	男鹿市6漁港	6,580		男鹿市		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク	
11	戸賀港	4,600		県建設部		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク	
12	椿漁港	3,000		県農林部		○	男鹿国定公園、男鹿半島・大潟ジオパーク	
13	船川港	8,164				○	男鹿半島・大潟ジオパーク	
14	脇本・船越海岸	5,360				○		
15	天王海岸	10,600	潟上市	県建設部		出戸浜	秋田男鹿自転車道	
16	下新城海岸	950	秋田市					秋田マリーナ(近隣)、秋田男鹿自転車道
17	秋田海岸	14,370				桂浜・下浜		
18	岩城海岸	9,530						道の駅岩城
19	本荘海岸	12,420	由利本荘市		県建設部			本荘マリーナ(近隣)
20	本荘港	3,000				本荘マリーナ	○	本荘マリーナ
21	西目海岸	6,910				西目		
22	平沢・金浦・象潟漁港	9,000	にかほ市	県農林部	平沢・赤石浜・象潟	○	道の駅象潟	
23	象潟海岸	9,580		県建設部			象潟海水浴場(近隣)	
24	にかほ市小砂川漁港	700		にかほ市		○		
計		157,284	(県全体の海岸延長は約264,000m)					

重点区域全体図



重点区域番号 1 八森海岸

1 位置等

- (1) 位置 山本郡八峰町八森字大間～字磯村
(八森漁港及び岩館漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 4,810m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 八峰町

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
県立自然公園の指定を受けており、優れた景勝地となっている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 0.7 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 5月から6月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

八森海岸 重点区域延長 4,810m
 (八森漁港、岩館漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

2km
1nm

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号2 岩館・八森漁港

1 位置等

- (1) 位置 山本郡八峰町八森字岩館～小入川、滝ノ間～泊
(八森海岸重点区域を除く)
- (2) 延長距離 6,600m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：山本地域振興局農林部）
- (5) 所在市町村 八峰町

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
海岸背後には世界自然遺産に登録された白神山地があり、海岸一帯は県立自然公園の指定を受けている。
奇岩怪岩が広がる風光明媚な景勝地である。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 43.3 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から12月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

岩館・八森漁港 重点区域延長 6,600m
 (八森海岸重点区域を除く)



- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号3 峰浜海岸

1 位置等

- (1) 位置 山本郡八峰町峰浜字目名瀧～字沼田
- (2) 延長距離 5,582m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 八峰町

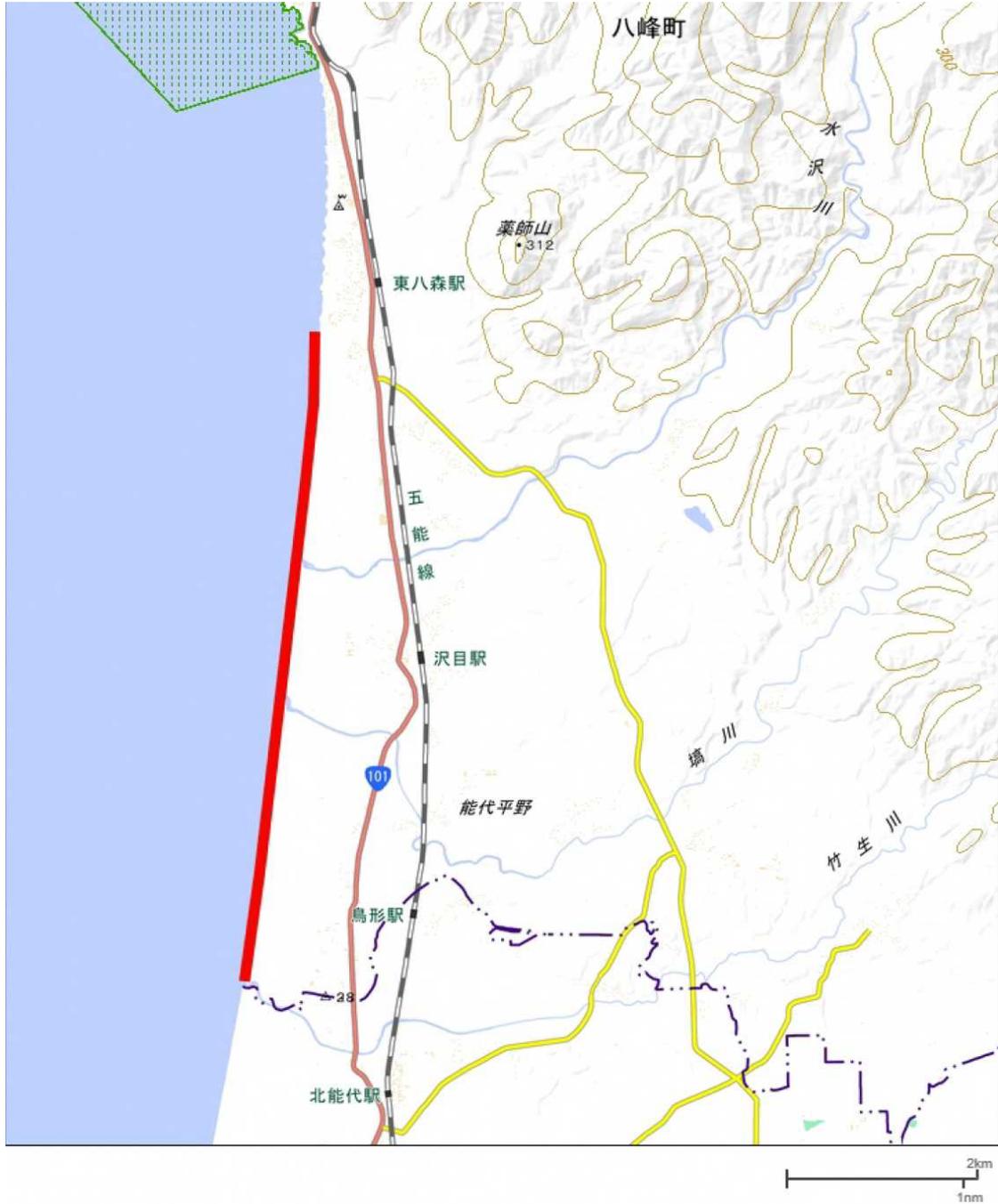
2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
近隣を走る国道101号に道の駅「みねはま」が設置されており、行楽シーズンには観光客で賑わっている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 58.1 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 5月から6月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

峰浜海岸 重点区域延長 5,582m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
出典：海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号4 能代港

1 位置等

- (1) 位置 能代市落合字下野瀬起上中島～字古悪戸
- (2) 延長距離 2,700m
- (3) 海岸種別 港湾海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：能代港湾事務所）
- (5) 所在市町村 能代市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
能代宇宙イベントのハイブリッドロケットの打上会場となっており、県内外から多数の見物客が訪れる。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 29.9 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

能代港 重点区域延長 2,700m



- 海水浴場
- 漁港区域
- 港湾区域
- 重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号5 能代海岸

1 位置等

- (1) 位置 能代市竹生字古沼丸谷地～浅内字砂山
(能代港の区域を除く)
- (2) 延長距離 8,032m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 能代市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
海岸には「白砂青松100選」に指定されている「風の松原」があり、景観に優れている。
また、JAXAの附属研究施設「能代ロケット実験場」があることから、宇宙関係のイベントが毎年開催されている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 7.5 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 12月から1月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

能代海岸 重点区域延長 8,032m
 (能代港湾区域を除く)



-  漁港区域
-  港湾区域
-  重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号6 八竜海岸

1 位置等

- (1) 位置 山本郡三種町浜田字七ツ森～芦崎字太郎沢
- (2) 延長距離 6,296m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 三種町

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
三種町主催の「サンドクラフト」イベントで賑わう釜谷浜海水浴場がある。
また、近年は、風力発電の風車が連なる景観が人気である。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 8.2 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から12月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

八竜海岸 重点区域延長 6,296m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号7 琴浜海岸

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市野石字五明光～字申川
(若美漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 8,800m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県(業務担当機関：秋田地域振興局建設部)
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
「快水浴場百選」にも選ばれている宮沢海水浴場がある。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 29.5 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

琴浜海岸 重点区域延長 8,800m
 (若美漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号8 五里合・男鹿中・入道崎海岸

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市五里合中石字北浜野～男鹿中浜間口字岡杭
(五里合漁港の区域を除く)
男鹿市北浦入道字昆布浦地内
- (2) 延長距離 6,700m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
海岸は男鹿国定公園内にある。
五里合地区には、五里合海水浴場がある。
男鹿半島最北端の入道崎には県内外から観光客が訪れる。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 16.8 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

五里合・男鹿中・入道崎海岸 重点区域延長 6,700m
 (五里合漁港区域を除く)



- 海水浴場
- 漁港区域
- 港湾区域
- 重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号9 北浦・島漁港

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市北浦相川～八斗崎（北浦地域）
男鹿市入道崎島、西黒沢（島地域）
- (2) 延長距離 3,000m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局農林部）
- (5) 所在市町村 男鹿市

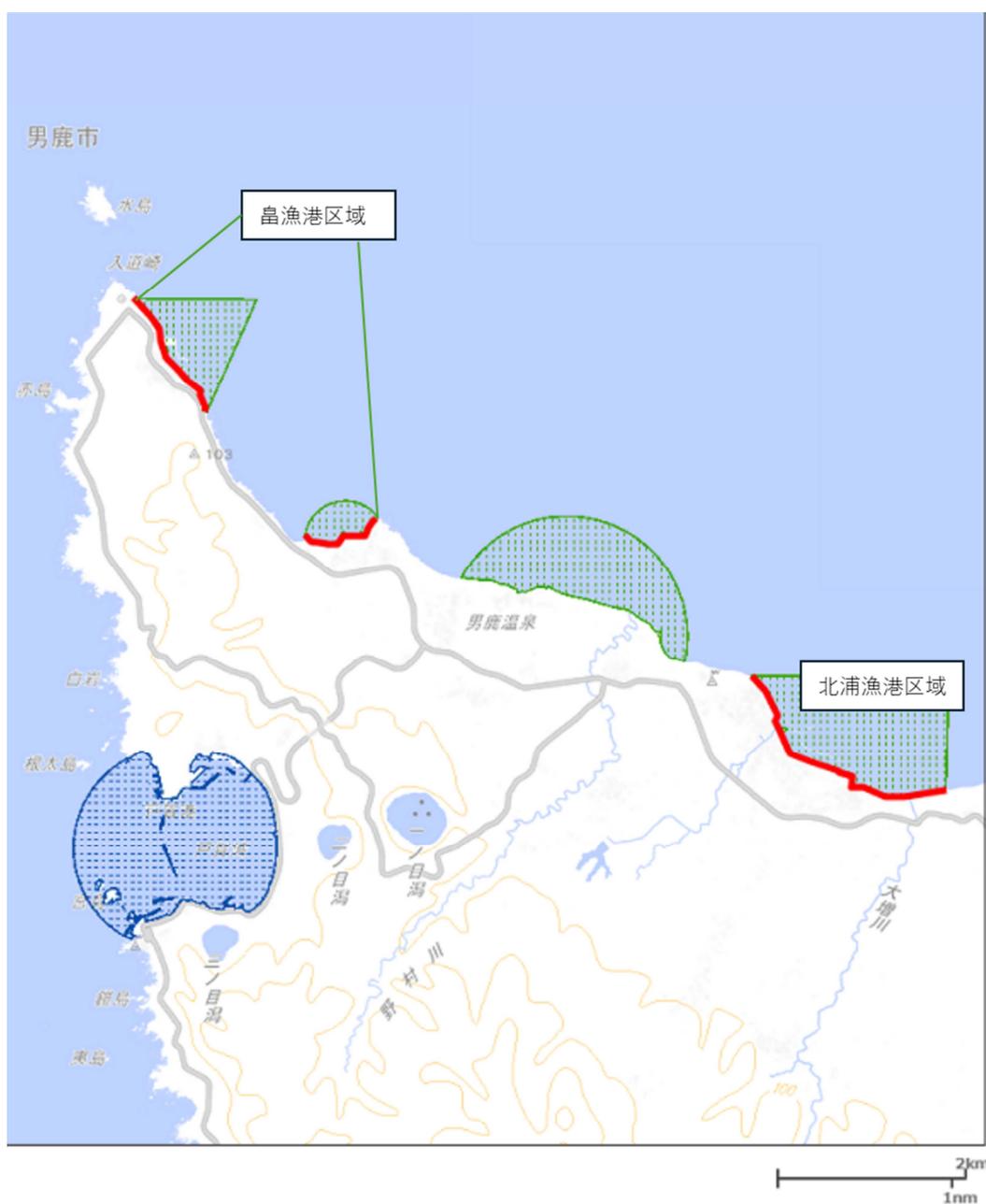
2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
海岸の背後は「男鹿半島・大潟ジオパーク」に認定されている景勝地である。
- (2) 漂着物の回収実績
(新規設定区域のため、実績データなし)

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から7月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

北浦・畠漁港 重点区域延長 3,000m



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号10 男鹿市6漁港

(若美漁港・五里合漁港・湯之尻漁港・加茂漁港・門前漁港・脇本漁港)

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市野石字中台～同市脇本脇本字脇本
- (2) 延長距離 6,580m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 男鹿市(業務担当機関:男鹿市産業建設部)
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 区域の現状等

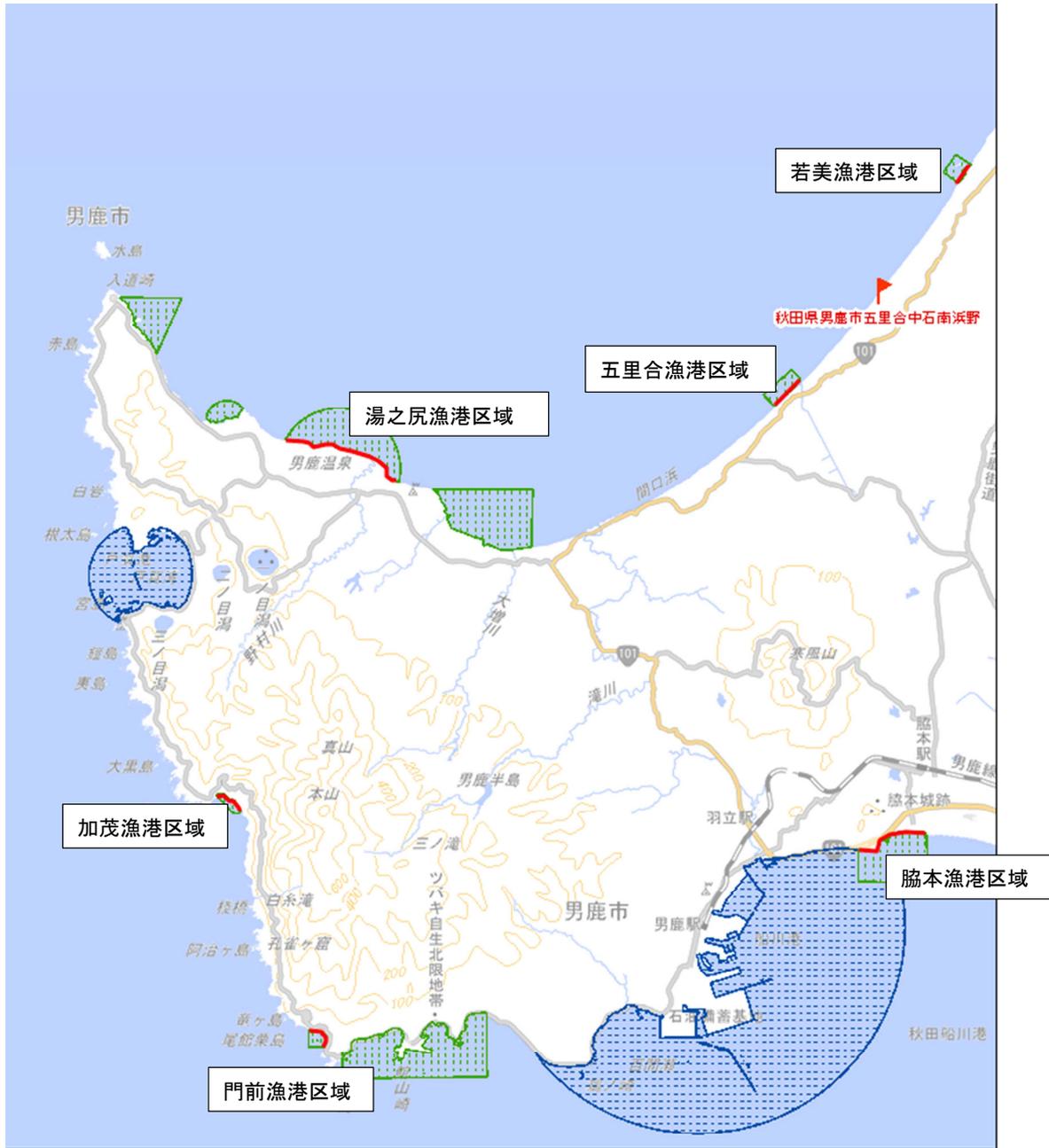
- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
男鹿市6漁港一帯には宮沢海水浴場や五里合海水浴場があり、男鹿国定公園や「男鹿半島・大潟ジオパーク」に認定されている景勝地である。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 11.8t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から7月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に2回程度

男鹿市6漁港 重点区域延長 6,580m

(北から順に若美漁港、五里合漁港、湯之尻漁港、加茂漁港、門前漁港、脇本漁港)



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)

出典：海洋状況表示システム

(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 1 1 戸賀港

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市戸賀戸賀字戸賀～戸賀塩浜字漁元崎
- (2) 延長距離 4,600m
- (3) 海岸種別 港湾海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：船川港湾事務所）
- (5) 所在市町村 男鹿市

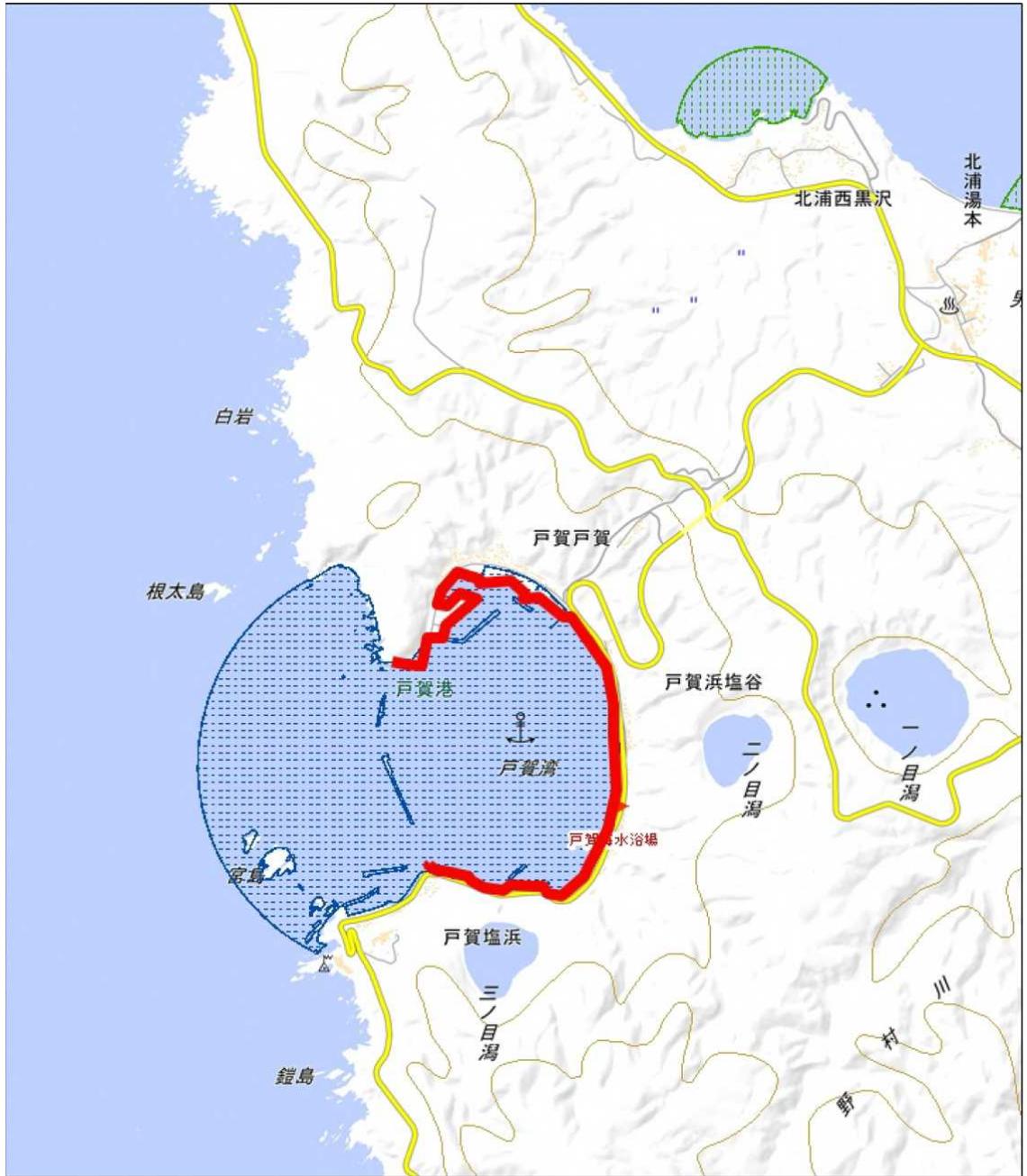
2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
男鹿国定公園内に位置している。
戸賀湾は、漁船等の基地として利用されており、周辺には男鹿水族館や八望台、入道崎などの観光拠点がある。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 12.3 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7月から2月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

戸賀港 重点区域延長 4,600m



-  漁港区域
-  港湾区域
-  重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 1 2 椿漁港

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市船川港台島～小浜
- (2) 延長距離 3,000m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：秋田地域振興局農林部）
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
海岸は「男鹿半島・大潟ジオパーク」に認定された景勝地である。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 15.1 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から7月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

椿漁港 重点区域延長 3,000m



-  漁港区域
-  港湾区域
-  重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 13 船川港

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市船川港比詰字羽立～船川港女川字二ツ坂
- (2) 延長距離 8,164m
- (3) 海岸種別 港湾海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：船川港湾事務所）
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
船川地区は貨物船、油送船の寄港地、漁船の基地として、金川、増川、女川地区は漁船の基地として利用されている。
鵜ノ崎地区は自然公園法の特別地域に指定されている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和6年8月に鵜ノ崎、増川で清掃を行った際には、主に流木、木くず、プラスチック類、約30tを回収した（新規設定区域）。

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から2月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

船川港 重点区域延長 8,164m



-  漁港区域
-  港湾区域
-  重点区域
-  重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 1 4 脇本・船越海岸

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市脇本脇本字脇本～船越字一向
- (2) 延長距離 5,360m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
男鹿国定公園に向かう国道 1 0 1 号沿いに続く海岸で、近隣住民の散策等にも利用されている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和 3 年度から令和 6 年度の漂着物の回収量の平均 27.0 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7 月から 11 月
- (2) 回収・処理の頻度 1 年に 1 回程度

脇本・船越海岸 重点区域延長 5,360m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 15 天王海岸

1 位置等

- (1) 位置 潟上市天王字浜山～字追分西
- (2) 延長距離 10,600m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 潟上市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
男鹿国定公園に向かう県道天王線と秋田男鹿自転車道が海岸沿いに整備されている。夏には、家族連れや若者で賑わう出戸浜海水浴場がある。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 42.8 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

天王海岸 重点区域延長 10,600m



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)

出典：海洋状況表示システム

(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号16 下新城海岸

1 位置等

- (1) 位置 秋田市下新城野字街道端西地内
- (2) 延長距離 950m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 秋田市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
出戸浜海水浴場と秋田マリーナが近くにあり、秋田県のマリンレジャーの中心地となっている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 12.0t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

重点区域番号 17 秋田海岸

1 位置等

- (1) 位置 秋田市新屋字砂奴寄～下浜羽川字上野
- (2) 延長距離 14,370m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 秋田市

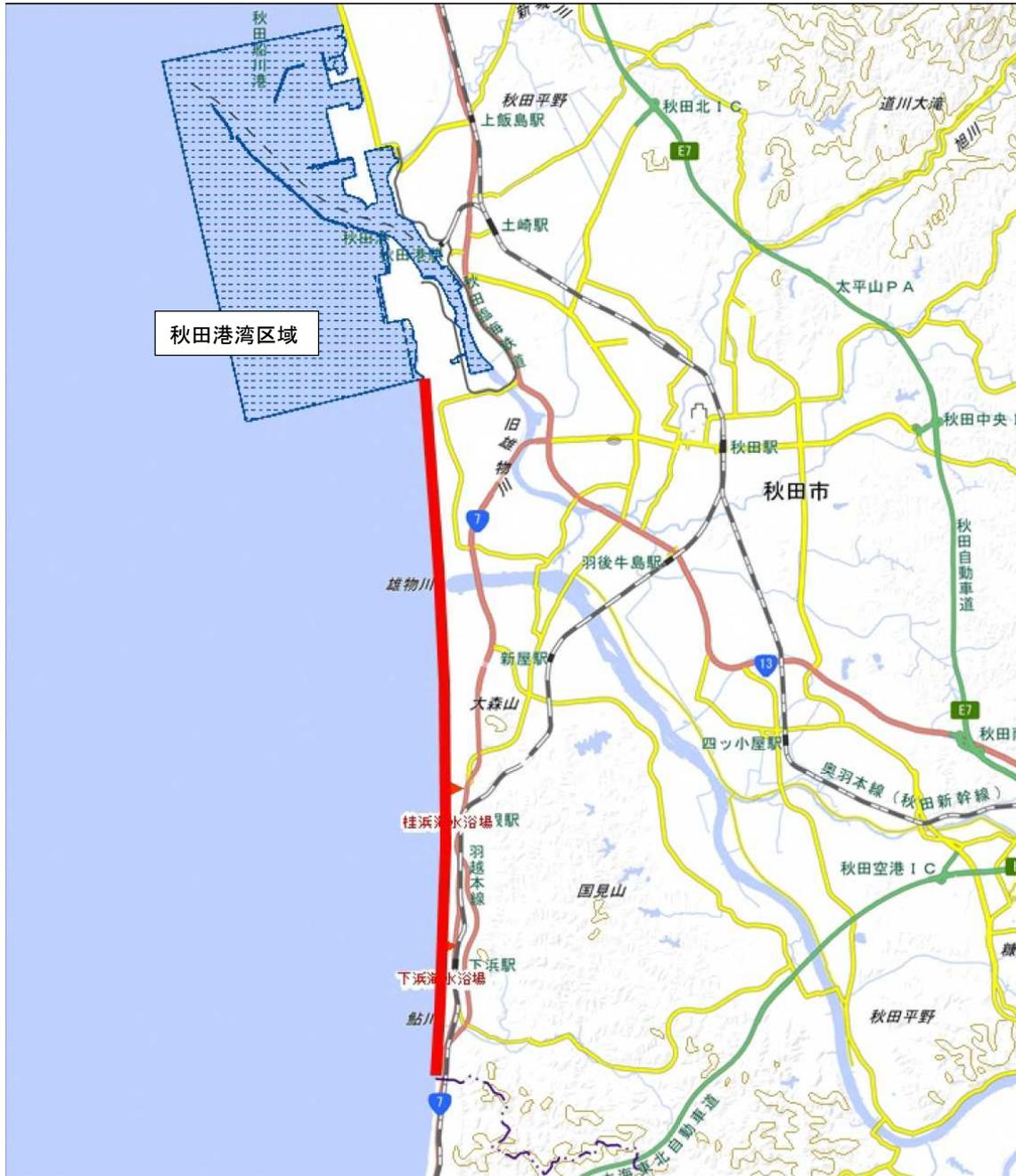
2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
秋田市の海水浴場である下浜・桂浜の二つの海水浴場があり、夏には家族連れや若者など多くの利用者がある。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 135.8 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 7月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

秋田海岸 重点区域延長 14,370m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 18 岩城海岸

1 位置等

- (1) 位置 由利本荘市岩城勝手字幸河～岩城二古字尼平
(道川漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 9,530m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

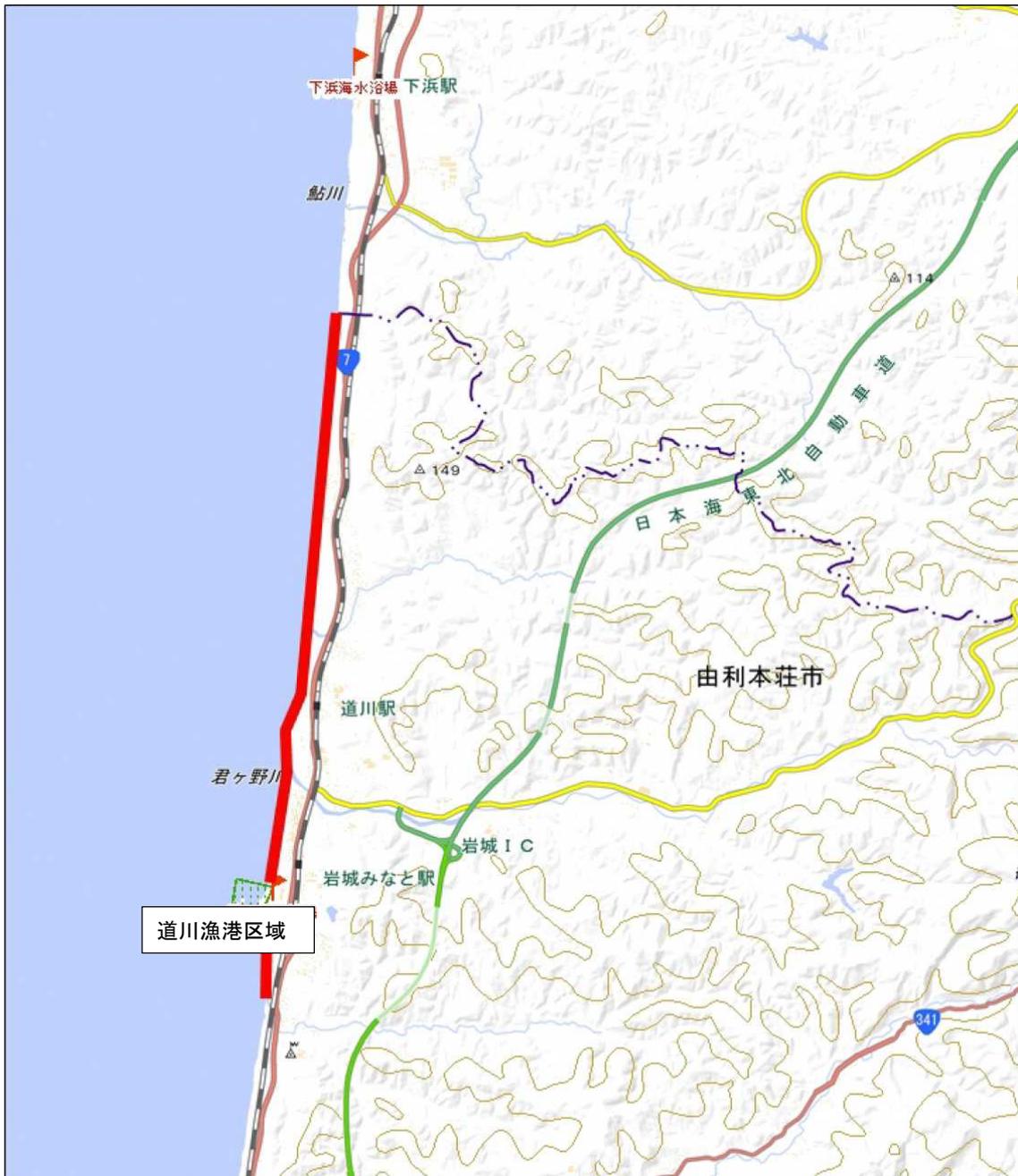
2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
キャンプ場や温泉施設を併設した道の駅岩城があり、県内外から多数の観光客やド
ライバーが訪れている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 26.3 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

岩城海岸 重点区域延長 9,530m
 (道川漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 19 本荘海岸

1 位置等

- (1) 位置 由利本荘市松ヶ崎字十郎橋台～石脇国有保安林 59 林班
(松ヶ崎漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 12,420m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
国道 7 号沿いに続く海岸であり、民家が立ち並んでいるため、近隣住民の散策等にも利用されている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和 3 年度から令和 6 年度の漂着物の回収量の平均 31.4 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6 月から 11 月
- (2) 回収・処理の頻度 1 年に 1 回程度

本荘海岸 重点区域延長 12,420m
 (松ヶ崎漁港区域を除く)



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GS1) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号20 本荘港

1 位置等

- (1) 位置 由利本荘市石脇字田尻～同市西目町海士剥字海士剥道下
- (2) 延長距離 3,000m
- (3) 海岸種別 港湾海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
本荘港には本荘マリーナと本荘マリーナ海水浴場が整備され、海洋レクリエーションが盛んである。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 17.8 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

本荘港 重点区域延長 3,000m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 2 1 西目海岸

1 位置等

- (1) 位置 由利本荘市西目町海士剥字海士剥道下～西目町出戸字猿田
(西目漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 6,910m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
「白砂青松 100 選」に選定された西目海水浴場があり、夏には家族連れや若者など多くの利用者がある。
- (2) 漂着物の回収実績
令和 3 年度から令和 6 年度の漂着物の回収量の平均 24.3 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6 月から 11 月
- (2) 回収・処理の頻度 1 年に 1 回程度

西目海岸 重点区域延長 6,910m
 (西目漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 2 2 平沢・金浦・象潟漁港

1 位置等

- (1) 位置 にかほ市両前寺字浜中～芹田字高磯（仁賀保地域）
にかほ市飛字餅田～金浦字下谷地（金浦地域）
にかほ市象潟町字大塩越～にかほ市象潟町関字建石（象潟地域）
- (2) 延長距離 9,000m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：由利地域振興局農林部）
- (5) 所在市町村 にかほ市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港の3つの漁港区域からなる重点区域である。
象潟海水浴場が「日本の夕日百選」及び「快水浴場百選」に選定されている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 59.5 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から12月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

平沢・金浦・象潟漁港 重点区域延長 9,000m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 23 象潟海岸

1 位置等

- (1) 位置 にかほ市芹田字高磯～同市象潟町大須郷字大道下
(平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 9,580m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（業務担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 にかほ市

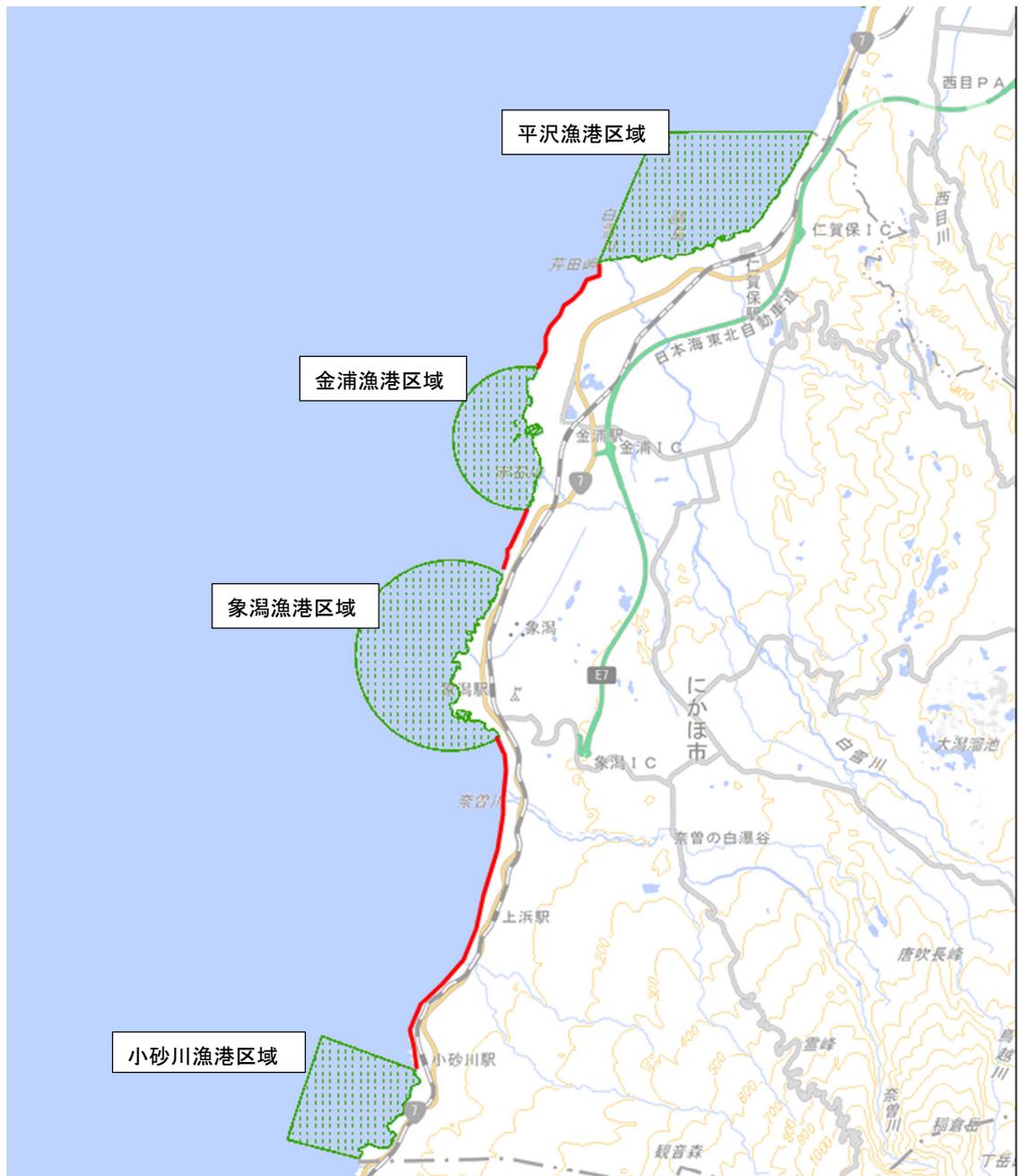
2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
芹田・飛海岸の波除石垣が国指定文化財となっているほか、砂浜や小磯などの景観が楽しめる海岸となっている。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 22.7 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 6月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に1回程度

象潟海岸 重点区域延長 9,580m
 (平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港区域を除く)



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



3km
2nm

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)

出典：海洋状況表示システム

(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 24 にかほ市小砂川漁港

1 位置等

- (1) 位置 にかほ市小砂川字清水場～字クツカケ
- (2) 延長距離 700m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 にかほ市（担当機関：にかほ市農林水産建設部）
- (5) 所在市町村 にかほ市

2 区域の現状等

- (1) 景観・環境・地域産業等に関する特記事項
サップやカヌーなどパドルスポーツのイベントが行われ、1年を通して解放されている。
また、クツカケ湾では湾の形状から、サーフィンに適した波が発生するため、1年を通して県内外からサーフィンの愛好者等が集まる。
- (2) 漂着物の回収実績
令和3年度から令和6年度の漂着物の回収量の平均 2.8 t

3 回収・処理の基本方針

- (1) 回収・処理の時期 4月から11月
- (2) 回収・処理の頻度 1年に2回程度

にかほ市小砂川漁港 重点区域延長 700m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画
(令和8年3月策定)

秋田県生活環境部環境整備課

〒010-8570

秋田県秋田市山王4丁目1番1号

TEL:018-860-1622 / FAX:018-860-3835

E-mail:recycle@pref.akita.lg.jp